その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第十四号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年一月十八日

防衛大臣　小野寺五典

期　間　平成三十年一月二十五日から同年三月二十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日、平成三十年三月二十一日を除く。

区　域　沖縄島南方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯二五度一四分一五秒　東経一二七度三四分五三秒
(イ)　北緯二四度一六分四五秒　東経一二七度三四分五三秒
(ウ)　北緯二四度一六分四五秒　東経一二八度三九分五三秒
(エ)　北緯二五度〇四分四五秒　東経一二八度三九分五三秒
(オ)　北緯二五度一四分一五秒　東経一二八度二九分五三秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第十五号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年一月十八日

防衛大臣　小野寺五典

期　間　平成三十年一月二十五日から同年三月二十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日、平成三十年三月二十一日を除く。

区　域　日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ア)から(コ)までの十点を順次結んだ線及び(ア)の点と(コ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒
(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(ウ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(オ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三二度二九分五一秒
(カ)　北緯三一度〇四分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒
(キ)　北緯三一度二五分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒
(ク)　北緯三一度三〇分四三秒　東経一三二度〇九分二一秒
(ケ)　北緯三一度〇〇分一三秒　東経一三二度三四分五一秒
(コ)　北緯三一度〇三分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第十六号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年一月十八日

防衛大臣　小野寺五典

期　間　平成三十年一月二十五日から同年三月二十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日、平成三十年三月二十一日を除く。

区　域　五島列島南方海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒
(イ)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒
(ウ)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒
(エ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○中部地方整備局告示第一号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十九年十二月二十二日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成三十年一月十八日

中部地方整備局長　塚原　浩一

建築基準法第68条の25第1項の規定に基づき、同法施行令第35条第1項の規定に適合：流量調整型嫌気濾床・担体流動生物濾過循環方式にリン除去装置を加えた処理方式

製造者の住所・氏名	愛知県名古屋市千種区今池四丁目1番4号　フジクリーン工業㈱ 代表取締役社長　木村　秀昭
工場の所在地及び名称	栃木県那須郡那須町大字高久甲2691－2　フジクリーン工業㈱　那須工場 福岡県飯塚市網分1471－7　フジクリーン工業㈱　飯塚工場

認定番号	浄化槽の名称
5－17－H－002	フジクリーン　CRX－30型
〃　－1	〃　CRX－35型
〃　－2	〃　CRX－40型
〃　－3	〃　CRX－45型
〃　－4	〃　CRX－50型

○四国地方整備局告示第七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年一月十八日

四国地方整備局長　平井　秀輝

一　施行者の名称　香川県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十二年建設省告示第千六百二十二号中讃広域都市計画及び坂出都市計画下水道事業　中讃流域下水道（大束川処理区）
三　事業施行期間　自昭和五十二年十二月十四日至平成三十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし